

84. 宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金

担当課：都市整備課 建築住宅係

■目的及び概要

高齢者、障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

事業者（市税等を滞納していない者）

■対象事業及び経費

次の事業（改修に限る。）に要する経費

- (1) バリアフリー新法に規定する建築物特定施設をはじめ、利用者に配慮して整備される一連の施設について、建築物移動等円滑化誘導基準等を満たす施設整備に要する費用
- (2) 利用者ニーズの把握に要する経費

■補助率及び限度額

- (1) 補助率 : 2/3 以内
- (2) 限度額 : 200 万円／件

■根拠法令等

宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱

熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業（熊本県）

85. 宇土市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

担当課：都市整備課 建築住宅係

■目的及び概要

がけ地の崩壊による危険から住民の生命を保護するため、国が定める住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱に基づき、危険住宅からの移転を行う者に対して補助金を交付するもの。

■対象者

次の各号のいずれにも該当している者

- (1) 市税等を滞納していない者
- (2) 危険住宅を所有している者

■対象事業等

補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
危険住宅の除却を行う場合	危険住宅の除却等に要する経費 (撤去費、動産移転費、跡地整備費及び仮住居費)	補助率：10/10 限度額：975,000 円（1戸当たり）
危険住宅に代わる住宅の建設等を行う場合	危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金を金融機関から借り入れる場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の経費	補助率：10/10 限度額：4,210,000 円（1戸当たり） 建物 3,250,000 円 土地 960,000 円

■根拠法令等

宇土市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱

熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助

86. 宇土市戸建て木造住宅耐震診断事業補助金

担当課：都市整備課 建築住宅係



■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、平成12年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅又は平成28年熊本地震により災した一戸建ての木造住宅について、耐震診断事業を促進するため予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

補助対象住宅の所有者で市税等を滞納していない者
(共有者がいる場合は、補助事業の実施について全員の承諾が必要)

■対象住宅

次の各号のいずれにも該当している建物

- (1) 市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下の建物
- (3) 平成12年5月31日以前に着工した建物又は平成28年熊本地震により災したことが証明できる建物
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付をうけていない建物
- (5) 建築基準法に係る違反のない住宅

■対象費用

耐震診断（木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）（財団法人日本建築防災協会発行）に掲げる精密診断法により地震に対する安全性を評価することをいう。）に係る費用

■補助率及び限度額

- (1) 補助率：①9/10以内、②2/3以内
- (2) 補助交付の限度額：「補助対象経費に補助率を乗じて得た額」又は「①135,000円、②90,000円」のいずれか低い方の額。

※ ① 平成12年5月31日以前に着工したもの
② 平成28年熊本地震により災したことが証明できるもの

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

87. 宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（建替え設計及び建替え工事一括補助）

担当課：都市整備課 建築住宅係



■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

■対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- (1) 補助事業の対象となる住宅を所有する者
- (2) 中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
- (3) 当該住宅に居住している住居所有者の2親等以内の親族

■対象住宅

次の各号のいずれにも該当している建物（※これらの他に各事業で個別の要件があります）

- (1) 市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下の建物
- (3) 平成12年5月31日以前に着工した建物又は熊本地震により災したことが証明できる建物
- (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建物
- (5) 補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること

■対象費用

補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事管理に要する費用を含む。）及び建替え工事に要する費用（少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）

■補助率及び補助金の額

- (1) 補助率：①9/10以内、②53/60以内、③4/5以内
- (2) 補助金の額：「補助対象経費に補助率を乗じて得た額」又は「①157.5万円、②132.5万円、③115万円」のいずれか低い方の額。
※① 昭和56年5月31日以前に着工したもの、又は高齢者等(65歳以上、直近の年度の住民税が課税されていない世帯、又は障がい者等で市長が認める者)居住世帯であるもの
② 昭和56年6月から平成12年5月31日までの間に着工したもの
③ ①②以外のもの

■留意事項

- (1) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの。
- (2) 建替え工事を行う場合は、工事監督者が工事監理を行い、設計建築士事務所の登録を行っていること。また、500万円以上の工事の場合は、建設業の許可をもつ者が行うこと。
- (3) 補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
- (4) 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

88. 宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（耐震改修設計及び耐震改修工事一括補助）

担当課：都市整備課 建築住宅係



■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

■対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- (1) 補助事業の対象となる住宅を所有する者
- (2) 中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
- (3) 当該住宅に居住している住居所有者の2親等以内の親族

■対象住宅

の各号のいずれにも該当している建物（※これらの他に各事業で個別の要件があります）

- (1) 市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下の建物
- (3) 平成12年5月31日以前に着工した建物又は熊本地震により災したことが証明できる建物
- (4) 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けている建物
- (5) 補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること

■対象費用

補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には、工事監理に要する費用を含まない。）。

■補助率及び補助金の額

- (1) 補助率：①9/10以内、②53/60以内、③4/5以内
- (2) 補助金の額：「補助対象経費に補助率を乗じて得た額」又は「①157.5万円、②132.5万円、③115万円」のいずれか低い方の額。
※① 昭和56年5月31日以前に着工したもの、又は高齢者等(65歳以上、直近の年度の住民税が課税されていない世帯、又は障がい者等で市長が認める者)居住世帯であるもの
② 昭和56年6月から平成12年5月31日までの間に着工したもの
③ ①②以外のもの

■留意事項

- (1) 耐震改修設計は、設計者（耐震改修設計を行う建築士で決められた木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けたもの等以下同じ）が実施するものであること。
- (2) 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの。
- (3) 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの。
- (4) 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理を行い、設計建築士事務所の登録を行っていること。また、500万円以上の工事の場合は、建設業の許可をもつ者が行うこと。
- (5) 補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
- (6) 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの
- (7) 耐震改修工事に要する費用をこの事業の対象としない場合は、耐震改修設計補助と同様の補助率とする。

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

89. 宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（耐震シェルターエ工事）

担当課：都市整備課 建築住宅係



■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震シェルターエ工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

■対象者

市税等を滞納していない者

■対象住宅

次の各号のいずれにも該当している建物

- (1) 市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
- (2) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下の建物
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工した建物又は昭和56年6月1日以降に着工し、次のいずれかに該当する建物
 - ア) 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、全壊又は大規模半壊と認定された建物
 - イ) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建物
 - ウ) 平成28年熊本地震により災したことが証明できる建物
- (4) 耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていない建物

■対象費用

補助対象住宅の耐震シェルターエ工事に要する費用

■補助率及び補助金の額

- (1) 補助率：1/2以内
- (2) 補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額

■留意事項

耐震シェルターエ工事とは、地震発生時に住宅の倒壊から居住者の命を守るために、シェルターを設置する工のこと。また、シェルターエ工事は認められた工法とする必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱

90. 宇土市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

担当課：都市整備課 建築住宅係



■目的及び概要

平成30年6月に発生した大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊による事故を受け、基準に合っていない危険なブロック塀等の安全対策の必要性が再認識されています。本事業は、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施するものに対して、予算の範囲内で危険なブロック塀等の撤去又は改修工事に係る費用の一部を補助します。

■対象者

次の各号のいずれにも該当している者

- (1) 避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
- (2) 市税等を滞納していない者

■対象となるブロック塀等

次に掲げる要件全てに該当する危険ブロック塀等。

- (1) 避難路に面していること。

避難路・・・地域防災計画又は宇土市耐震改修促進計画において国のブロック塀等の安全確保に関する事業の対象として定める道路。

- (2) 当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが80センチメートル以上のもの
- (3) 当該ブロック塀自体の高さが60センチメートル以上のもの
- (4) 点検表に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- (5) 危険なブロック塀等の改修は、既存の危険なブロック塀等を撤去後に地震に対して安全な塀等を設置する工事をいう

■対象費用

上記の対象となる危険ブロック塀等を撤去又は改修する工事に係る経費

■補助率及び限度額

- (1) 補助率：補助対象事業費の3分の2以内

- (2) 限度額

ア) 撤去工事

20万円又は撤去するブロック塀等の長さ1メートル当たりに対し1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額

イ) 改修工事

10万円又は撤去するブロック塀等の長さ1メートル当たりに対し1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額

※ 改修工事のみの場合は、補助金の対象外です。

■留意事項

補助金の申請には、対象路線の確認やいくつかの添付書類が必要となりますので、事前に担当課にて現地確認を行ったものに限ります。

■根拠法令等

宇土市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱

熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱

9.1. 宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金

担当課：都市整備課 建築住宅係



■目的及び概要

管理が不適切な空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、市民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図るもの

■対象者

次の各号のいずれにも該当している者

- (1) 老朽危険空家等の所有者、当該所有権の相続権利者又は法定後見制度による所有者の代理人
- (2) 市税等を滞納していない者

■対象事業

解体工事業等の許可をうけた市内事業者による老朽危険空家等の除却（敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事）

■対象空家等

次の各号のいずれにも該当している空家等

- (1) 宇土市内に存在する居住の用に供する建築物でかつ1年以上使用されていないもの
- (2) 鉄筋コンクリートブロック造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅ではないこと
- (3) 住宅の老朽化の不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100以上である状態にありかつ危険度判定基準のいずれかに該当する状態であること
- (4) 同一敷地内において、居住の実態がないこと
- (5) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されていてもすべての権利者が当該空家等の除却について同意している場合は除く
- (6) 国や地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないもの
- (7) 公共事業等による補償を受けていないこと
- (8) 売買により所有権が移転している場合は、所有権を取得してから1年以上経過していること

■補助率及び補助金の額

- (1) 補助率：2/3
- (2) 補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じた額で上限90万円

■留意事項

補助金の申請にあたっては、事前調査が必要です。

申請前にご相談ください。

■根拠法令等

宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱

9.2. 特定公共賃貸住宅における子育て世帯移住促進助成金

担当課：都市整備課 建築住宅係

■目的及び概要

中堅所得者向けの市営住宅である特定公共賃貸住宅（入地団地14棟）において、宇土市外から入居する子育て世帯に助成金を交付するもの。

■対象者

特定公共賃貸住宅の入居条件（下記①）を満たした上で、宇土市外から特定公共賃貸住宅に移住する子育て世帯（下記②）

①特定公共賃貸住宅の入居条件

- ・現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者等）がいる
- ・政令月収が153,000円以上の世帯
- ・地方税等の滞納がない
- ・暴力団員でない

②宇土市外から特定公共賃貸住宅に移住する子育て世帯

- ・令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に入居
- ・同居の親族すべてが宇土市外から転入
- ・入居時に義務教育修了前の子どもが属する世帯
- ・進学・転勤等の一時的な転入ではなく、3年以上宇土市内に居住する意思がある
- ・国・県・市による他の定住移住を目的とした補助金の交付を受けていない
- ・交付申請時点で、入居時から継続して子を扶養している

■支援内容

助成金…20,000円/月（上限24か月/48万円）、1年が経過するごとに申請を受付

*市内に転居した場合も入居期間に応じて交付

■申請時期

都市整備課窓口にて随時受付、最大10戸まで（先着受付順）

■根拠法令等

宇土市特定公共賃貸住宅条例

宇土市特定公共賃貸住宅施行規則

宇土市子育て世帯移住促進助成金交付要綱

■その他

特定公共賃貸住宅…中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、地方公共団体が建設した公営住宅のこと。